青木小学校の不足教室対策に関する報告会

１　開催概要

日時：令和８年８月 28 日（金）19 時から　令和８年８月 29 日（土）10 時から
場所：青木小学校　体育館
参加者数：８月 28 日（金）：７人　　８月 29 日（土）：10 人　計 17 人

２　説明会における主な御意見・御質問

※ 掲載にあたっては、事務局において、内容が類似する御意見・御質問を集約するとともに、趣旨が変わらない範囲で要約・整理しています。

■　通学区域変更に関すること

☆　通学区域変更について在校生の取扱いはどうなるのか

通学区域変更に伴い、現在青木小学校に在籍している児童は、卒業まで引き続き青木小学校に通学することが可能です。

ただし、通学区域変更後に転居した場合は、転居先の住所地にて指定された学校へ就学することが原則となります。（転居先の住所地が、青木小学校を受入校とする特別調整通学区域に設定されている場合は、引き続き青木小学校への就学を選択することが可能）

☆　通学区域変更先の小学校は学区変更を認識しているのか。
**　　また、変更後の小学校で教室不足は発生しないのか。**

このたびの通学区域変更に関係する周辺小学校とは、継続的に情報共有を行ってきました。

また、各小学校の校長との協議に加えて、学校運営協議会やスクールゾーン対策協議会等の会議にて、通学区域変更の内容や通学安全対策についてご説明を行っています。

さらに、特別調整通学区域が設定されている地域を含む対象地域の児童全員が各学校を選択した場合を想定した推計を行った結果、青木小学校のほか、変更先のいずれの小学校においても教室不足は生じない見込みであることを確認し、今回の通学区域変更を実施しています。

☆　資料に図面の通学区域境界線上の住宅については、どちらの学校区になるのか。

指定校については、住所ごとに設定しているため、詳細については個別の住所に基づく確認が必要です。

なお、指定校及び特別調整通学区域の対象の有無等については、横浜市ホームページの「通学区域検索」システムに住所を入力することで確認することができます。

【市ホームページ】URL：横浜市立小・中学校等の通学区域を検索　横浜市
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/index2.html

☆　行政区が異なる小学校に通学区域変更となる地域もあるが、問題はないのか

横浜市では、必ずしも学校が所在する行政区の範囲内のみで通学区域が設定されているものではありません。

今回の宮谷小学校のように、通学距離や通学の利便性、学校規模の状況などを総合的に勘案した結果、行政区を跨いで通学区域を設定している地域は、市内にも複数存在しています。

通学区域の設定に当たり、学校の所在する行政区との整合を図るよう努めていますが、教室不足への対応や適切な教育環境の確保などの観点から、行政区を跨ぐ通学区域設定が必要となる場合があります。そのため、今回の通学区域変更においても、青木小学校の教室不足への対応を図るため、周辺校の受入状況や通学距離等を総合的に勘案し、実施するものです。

また、地域行事や自治会活動などへの影響を懸念する御意見があることについては、教育委員会事務局としても認識しています。しかしながら、通学区域の変更によって、地域行事や自治会活動への参加を制限するものではなく、地域活動への参加の取扱いについては、各地域や各団体において御判断いただくものと考えています。

☆　通学区域変更にあたっては、新築マンションのみを対象とし、周辺地域を対象にしない形は検討しなかったのか。

本件について、検討部会での検討中も、同様の議論が行われました。

事務局からは、当初、新築マンションのみではなく、一定の地域単位で通学区域を変更する通学区域変更案を提示しましたが、教室不足の主な要因が大規模住宅開発によるものであることから、新築マンションを中心とした対応を検討すべきとの意見が示されました。

横浜市では、特定のマンションや建物のみを対象とする、いわゆる飛び地のような通学区域設定を行っていないことから、周辺地域も一部含めた、地域単位での通学区域変更案を改めて提示し、その結果として、現在の通学区域及び特別調整通学区域の設定に至ったものです。

■　特別調整通学区域の設定に関すること

☆　特別調整通学区域が設定される地域の、就学に係る手続と時期を教えてほしい

特別調整通学区域にお住まいの方については、就学する前年の９月中下旬ごろにお住まいの区役所から就学先の学校選択に関するお知らせが届きます。希望する学校について回答・返送いただき、その内容をもとに、10 月中旬ごろに就学決定通知書が送付されます。

なお、学校選択の確認のお知らせに回答がなかった場合は、あらかじめ指定されている学校（指定校）への就学となります。

☆　特別調整通学区域の解除や見直しは、どのようなタイミングで行われるのか。

特別調整通学区域の解除や見直しについては、あらかじめ実施時期を定めているものではありません。毎年度、児童数推計や住宅開発状況について確認するとともに、青木小学校の

教室状況、周辺校の受入状況、特別調整通学区域の選択実績等を総合的に勘案し、必要に応じて見直しを検討します。

また、仮に特別調整通学区域の解除等が必要と判断された場合には、地域住民への影響を考慮し、対策を実施する年度の前々年度中を目途に検討・調整を開始することを想定しています。

なお、通学区域変更後の次年度における特別調整通学区域における選択結果のみをもって判断することは適当ではないと考えており、一定期間の就学実績を踏まえて検討を行う必要があると考えています。

☆　特別調整通学区域の設定範囲について、距離的に青木小学校に近い地域まで対象となっており違和感を覚えるが、どのような考え方で設定したのか。

特別調整通学区域の設定に当たっては、特別調整通学区域が設定されない周辺地域を中心に、通学距離や通学条件等を総合的に勘案して設定しています。

仮に、特別調整通学区域が設定される地域の全員が青木小学校を選択した場合においても、教室不足が生じない見込みであることを確認していることから、青木小学校への就学機会を一定程度、確保する観点で設定したものと認識しています。

☆　特別調整通学区域を設定する地域からどれくらいのこどもが指定校、受入校に行くことを見込んで試算しているのか。

指定校及び受入校の児童数・学級数の推計に当たっては、各小学校において、教室不足が生じることの有無を確認するため、特別調整通学区域が設定される地域の全員が指定校または受入校を選択した場合の双方について試算を行っています。その結果として、各小学校において、不足教室が発生しない見込みとなったことから、本通学区域変更の実施に至っています。

☆　特別調整通学区域の設定によって、地域のつながりが希薄化し、地域活動等の衰退につながるのではないか。
自治会活動等、地域への働きかけなど、横浜市側から取り組んでほしい。

検討部会での審議においても、通学区域の変更や特別調整通学区域の設定により、地域コミュニティや自治会活動、子ども会活動などへの影響を懸念する御意見をいただきました。

教育委員会事務局としても、地域活動への影響は重要な課題であると認識しています。一方で、通学区域の設定に当たっては、教育環境や通学安全の確保を第一に考える必要があることから、これらを基本としつつ、地域コミュニティへの影響についても十分留意しながら検討を進めてきました。

また、検討部会には、神奈川区役所の関係部署も参加しており、地域活動への影響に関する御意見や検討状況について情報共有を行ってきました。今後につきましても、地域コミュニティへの影響について必要に応じて関係部署と共有していきます。

■　通学区域内における開発への対応に関すること

☆　今後、新たに学区内に新規集合住宅等が建築された場合の対応は。

新たに青木小学校の通学区域内で集合住宅や戸建て住宅等の開発が行われる場合は、その都度、開発内容や学校規模への影響を確認し、必要な対応を検討します。

具体的には、開発予定地域や建築規模、住宅の間取り等を踏まえて将来的な児童数の増加を推計し、学校規模への影響を確認します。

その結果、児童数や学級数の増加により教室不足が生じるおそれがある場合には、学校施設の状況等も踏まえながら必要な対応を検討します。

なお、中規模・大規模集合住宅開発や一定規模以上の住宅開発については、事業者から事前に情報提供を受ける仕組みとなっており、教育委員会事務局では、その内容を踏まえて児童数推計への影響を把握しています。

今後も住宅開発等の状況を注視しながら、適切に対応していきます。

☆　開発に関する問題は教育委員会だけでなく、横浜市全体として対応を検討していくべきではないか。

本件については、検討部会においても同様の御意見をいただいています。

教育委員会では、住宅開発に関する情報について、まちづくり部局や建築関係部署、事業者等から情報提供を受け、義務教育人口推計に反映しています。

一方で、民間事業者による住宅開発については、関係法令に適合している限り、市が開発自体を制限することは困難な状況です。

しかしながら、近年は都心部を中心に住宅開発が増加していることから、学校規模や教育環境への影響については引き続き注視していく必要があると認識しています。

今後も、教育委員会事務局として義務教育人口推計の精度向上に努めるとともに、関係部署と情報共有や連携を図りながら、住宅開発による学校規模等への影響を適切に対応していきます。

■　入居済みの物件の通学区域変更に関すること

☆　青木小学校の教室不足の状況はなぜ起きてしまったのか。
鶴屋町１-41 の集合住宅の計画は横浜市としても既知だったのではないか。

鶴屋町１-41 における集合住宅の事業計画については、計画段階から教育委員会事務局において把握しており、400 戸を超える大規模集合住宅であることも認識していました。

当時の児童数推計においては、当該集合住宅の入居による児童数の増加を見込んだ上で学校規模への影響を確認しており、その時点では、青木小学校において教室不足は生じないことが見込まれていました。

しかし、その後、当該集合住宅に加え、通学区域内で複数の集合住宅等の開発が進んだこと等により、児童数の増加が当初の想定を上回る状況となり、将来的な教室不足が見込まれる状

況となりました。

なお、民間による住宅開発については、教育委員会が開発そのものを決定または制限できるものではなく、事業者から提供される情報等を基に児童数推計へ反映し、学校規模への影響を確認しています。

今回の教室不足は、特定の集合住宅開発のみを要因とするものではなく、その後の複数の住宅開発が重なったことにより生じたものであり、こうした経緯も踏まえながら、青木小学校の教室不足対策について検討を進めてきました。

今後も、住宅開発の動向や児童数の推移を継続的に把握し、関係部署とも連携しながら適切な対応に努めていきます。

☆　入居済みで除外される集合住宅への対応についてはどう考えているのか。
もし学区内で新たな集合住宅が建設される予定などがあれば、学区から外して、入居済み集合住宅の青木小への就学希望者を優先してほしい。

青木小学校から他の小学校へ通学区域が変更される既存集合住宅の居住者への配慮については、これまで多くの御意見をいただいており、重要な課題であると認識しています。

一方で、今回の通学区域変更については、地域及び保護者の皆様から様々な御意見をいただきながら検討を重ね、教室不足への対応策として実施したものです。

そのため、新たな集合住宅開発が行われる場合の対応については、これまで地域の皆様からいただいた御意見や検討経過も踏まえつつ、開発状況や学校規模への影響等を総合的に勘案しながら判断していく必要があると考えています。

また、今回の通学区域変更と併せて特別調整通学区域を多くの地域に設定していますが、現時点では指定校・受入校の選択状況に関する実績データが蓄積されていない状況です。今後は、特別調整通学区域の選択実績を把握するとともに、毎年度実施している義務教育人口推計に反映しながら、青木小学校の将来的な児童数や学級数の見通しを継続的に検証していきます。

その上で、新たな住宅開発が学校規模に与える影響に加え、これまでの検討経過や地域の皆様からいただいた御意見等を総合的に勘案し、必要な対応について判断していきます。

■　説明資料の内容に関すること

☆　資料 10 ページに記載されている住宅開発戸数について、その一部が実態と異なるのではないか。

掲載している戸数については、事業者及び開発事業者から教育委員会事務局に提供された開発情報に基づいています。

なお、開発計画については、今後変更される場合もあることから、引き続き事業者等との情報交換を行いながら、開発状況の把握に努めるとともに、必要に応じて推計内容の精査を行います。

☆　資料 15 ページ以降に記載された安全対策は既に実施が決定しているものなのか。また、実施できないとされた要望への対応はどうなるのか。

資料 15 ページ～18 ページに掲載している対策については、関係機関との協議を経て実施するものであり、今年度中の実施を予定しています。

また、要望書に記載された項目の中には、道路構造や交通規制上の理由から実施が困難と判断されたものもあります。これらについては、警察署や土木事務所等において現地確認や検討を行った上で判断されたものであり、安全性に問題が残るとの認識ではございません。

なお、通学路の安全対策については、今後も各学校のスクールゾーン対策協議会等を通じ、継続的に安全確保に向けた検討を進めていきます。

☆　中学校通学区域調整の説明において、青木小学校から栗田谷中学校へ進学する児童だけではなく、既に松本中学校へ進学しているケースもあると認識しているが、資料 19 ページの説明との関係について確認したい。

資料 19 ページの記載は、中学校通学区域調整の考え方を説明するための代表的な事例を示したものです。実際には、既に複数の中学校への進学パターンが存在しています。

今回の調整において主に想定しているのは、沢渡など、青木小学校から三ツ沢小学校へ通学区域が変更となる地域です。

当該地域については、小学校は三ツ沢小学校又は青木小学校を選択できる一方で、中学校区は従来どおり栗田谷中学校となっています。三ツ沢小学校の卒業生は松本中学校が進学先として指定されていることから、小学校で同じ学校に通っていた児童が、中学校進学時に別々の学校へ進学することがないよう、松本中学校についても選択できるよう調整を進めています。

■　そのほか、御意見や御質問

☆　中学校の学区変更に係る検討期間が短いが、検討する期間として妥当なのか

今回の中学校通学区域調整については、小学校の通学区域変更とは性質が異なるものと考えています。小学校の通学区域変更が就学先となる学校自体を変更するものであるのに対し、中学校の通学区域調整は、現在指定している中学校への進学を維持した上で、小学校の通学区域調整に伴う対応として、新たな選択肢を設けること（特別調整通学区域の設定等）を目的としています。

今回の調整では、通学区域変更後の小学校を卒業した後に進学する中学校についても選択できるようにする方向で検討を進めており、新たに教室不足が見込まれる中学校もありません。

また、通学区域の調整に当たっては、関係する中学校の学校運営協議会等で説明を行うとともに、地域の皆様を対象としたお知らせの配布や意見募集を実施した上で方針を決定する予定です。

さらに、今回の調整では、令和８年８月に実施した青木小学校の通学区域変更に伴う対応と

して検討しているものであり、小学校の通学区域変更との整合を図る観点からも、速やかに結論を得る必要があると考えています。

このため、関係者への説明や意見募集を丁寧に行いながら、現在お示ししているスケジュールに基づき検討を進めています。

☆　個別支援学級の増加も教室不足の要因となっているが、今後、どのように対応していくのか。

個別支援学級については、全市的にも在籍児童数が増加傾向にある状況です。

教育委員会としては、支援を必要とする児童が居住地域の学校で必要な教育を受けられる環境を確保することが重要であると考えており、個別支援学級の受入れを制限するのではなく、学校施設の活用や教室配置の工夫を図りながら、必要な受入体制の確保に努めていきます。

☆　１学級あたりの児童数はどのような基準で決まっているのか。

小学校の学級編制については、原則として１学級 35 人で編制しています。

例えば、児童数が 140 人の場合は４学級、141 人の場合は５学級となります。

なお、学級数は基準日における児童数に基づき決定されるため、年度途中に児童数が増加した場合であっても、当該年度中は学級数が変わらない場合があります。

☆　通学区域変更について、幼稚園や保育園を通じた周知をさらに充実してほしい。

学区内の幼稚園及び保育所等に対しては、通学区域変更に関する情報提供を実施しているところですが、保護者向け資料等を直接配布する取扱いとはしておりません。

今後については、就学前の保護者の皆様への周知の充実に向けて、より効果的な周知方法を検討し、必要に応じて改善に努めます。

☆　通学区域変更ではなく、校舎の増築や仮設校舎の設置による対応はできないのか。

検討部会では、仮設校舎の設置や校舎の増築などの施設整備についても検討を行いました。また、検討に当たっては、専門事業者による調査や試算も実施しています。

一方で、仮設校舎等を設置した場合には、校庭面積が大幅に減少し、運動会や体育活動など学校運営に大きな影響が生じることが明らかとなりました。

こうした教育環境への影響を踏まえて検討を行った結果、検討部会においては、通学区域変更による対応が望ましいとの意見が取りまとめられました。

教育委員会としても、その意見を踏まえ、通学区域変更を実施しました。

☆　今回の通学区域変更は、現行制度の枠組みの中で検討されたものと理解しているが、こうした課題を踏まえ、制度そのものを見直す考えはあるのか。

現在、本市教育委員会の附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において、有識者等による専門的な見地からの御意見を踏まえながら、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しの検討を進めています。

検討委員会では、学校規模の考え方や通学区域制度のあり方をはじめ、今後の学校教育を取り巻く課題について幅広く議論を行っています。

基本方針の見直しには一定の期間を要することから、今年度中の取りまとめは困難と考えていますが、来年度にかけて検討を進める予定です。

なお、検討委員会の資料及び議事概要等については市ホームページで公表するとともに、市民の皆様からいただいた御意見も参考としながら検討を進めます。